

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第31号

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則

主要農作物種子法施行細則（昭和27年新潟県規則第57号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。